

## 公募型プロポーザルに係る手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

平成26年5月21日

世田谷区

### 1 業務概要

#### (1) 件名

平成26年度世田谷区情報化推進支援業務委託

#### (2) 目的

世田谷区では、「世田谷区情報化推進計画（平成26年度～平成35年度）」及び「世田谷区情報化事業計画（第1期：平成26年度～平成29年度）」等に基づき、区の情報化に係る政策の総合的かつ計画的な推進に取り組んでいる。このたび、ICTに関する最新の専門知識や社会全般の動向に関する高度な知見を有する事業者による支援のもと、より高度かつ効果的に情報化を推進する。

#### (3) 業務内容

区の情報化推進に関する以下の業務を実施すること。

① 情報化推進計画に基づく事業実施プラン等の立案、提言に関すること。

② 世田谷区情報化事業計画における個別事業の進捗管理支援に関すること。

#### (4) 履行期間

契約の日（平成26年7月25日頃）から平成27年3月31日まで

### 2 参加資格

提案書提出時において、次に掲げる条件を全て満たす法人であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。

(2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

(3) 世田谷区から入札参加禁止または指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

(5) 国又は地方公共団体において、以下に掲げたテーマいずれかに関連する事業の実施又は実施支援業務の実績があること。

#### 【テーマ】

① 行政情報のオープンデータ化の促進

② 民間等のビッグデータ活用

③ モバイル端末を活用した業務の効率化

④ SNS等を活用した効果的な情報収集及び情報発信

### 3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

### 4 提案書を特定するための評価基準

(1) 提案全体を通しての説得力、わかりやすさ（資料編集・提示能力の高さ）

(2) 情報化推進計画に基づく事業実施プラン等の立案、提言の実施内容の妥当性

- (3) 世田谷区情報化事業計画における個別事業の進捗管理支援内容の妥当性
- (4) プロジェクトマネジメント手法の妥当性
- (5) 国又は地方公共団体における業務実績
- (6) 当該事業者のみ実現できる付加価値等
- (7) 見積金額の妥当性

なお、審査においてヒアリングは実施しない。

## 5 手続等

- (1) 担当部課  
政策経営部情報政策課 舟波、河原  
住所 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27  
世田谷区民会館2階  
電話 03-5432-2057 FAX 03-5432-3061
- (2) 説明書の交付期間、場所  
交付期間 平成26年5月21日(水)～6月4日(水)  
交付場所 上記(1)窓口にて交付(ホームページからダウンロード可)
- (3) 参加表明書の提出期限並びに場所  
提出期限 平成26年6月4日(水)午後5時まで(必着)  
提出場所 上記(1)窓口へ持参または郵送
- (4) 提案要求説明書兼提案要求仕様書等の内容に関する質問及び回答  
提出期限 平成26年6月13日(金)午後5時まで(必着)  
提出方法 電子メールにて受付(参加資格を満たす事業者からのみ受付)  
E-mail sea01000@mb.city.setagaya.tokyo.jp  
回答方法 平成26年6月19日(木)を目処に、質問社名を伏せた形で  
全ての提案参加会社に電子メールで回答
- (5) 提案書の提出期限並びに提出場所  
提出期間 平成26年6月30日(月)午後5時まで(必着)  
提出場所 上記(1)窓口まで持参

## 6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の委託業務を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有(本件受託者については、契約の履行状況及び 来年度世田谷区予算配当状況等により、本件に直接関連する平成27年度並びに平成28年度実施予定業務について、本件受託者との間で特命随意契約による委託契約を締結する場合がある。)
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記6の(1)に同じ
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (7) 参加表明書及び提案書の作成・提出などにかかる費用については、世田谷区では一切負担しない。
- (8) 本選定過程で提出された資料等は返却しない。
- (9) 提出された書類の記載事項に虚偽のあることが判明した場合、その参加者は失格とする。
- (10) 詳細は、提案要求説明書兼提案要求仕様書による。